以下次二日以下ノ手続ニ依リ之ヲ處分ス
但シ其期限ハ此限ニ在ラス

③ 前項ノ規定ニ依リ
差押ヲ為シタル場合ニ於テハ
労働者ハ一回ノ
給料ノ全額
(又ハ其ノ
全国比率ニ
依ル金額ニ
シテ差押ヲ為シタル
金額ニ超過スル
ト認ムルトキハ
其ノ超過スル
金額ニ付テハ
此ノ限ニ在ラス)

④ 前項ノ規定ニ依リ
差押ヲ為シタル場合ニ於テハ
裁判所ハ労働者ノ
申立ニ因リ
差押ノ全部又ハ
一部ヲ取消スコトヲ
得

⑤ 前項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑥ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑦ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑧ 前項ノ規定ニ依リ
差押ヲ為シタル場合ニ於テハ
裁判所ハ労働者ノ
申立ニ因リ
差押ノ全部又ハ
一部ヲ取消スコトヲ
得

⑨ 前項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑩ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑪ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑫ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑬ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑭ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑮ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑯ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑰ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑱ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑲ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

⑳ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉑ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉒ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉓ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉔ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉕ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉖ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉗ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉘ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉙ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉚ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉛ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉜ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉝ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉞ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㉟ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊱ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊲ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊳ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊴ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊵ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊶ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊷ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊸ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊹ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊺ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊻ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊼ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊽ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊾ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

㊿ 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(51) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(52) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(53) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(54) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(55) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(56) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(57) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(58) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(59) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(60) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(61) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(62) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(63) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(64) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(65) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(66) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(67) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(68) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(69) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(70) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(71) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(72) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(73) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(74) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(75) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(76) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(77) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(78) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(79) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(80) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(81) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(82) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(83) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(84) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(85) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(86) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(87) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(88) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(89) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(90) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(91) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(92) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(93) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(94) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(95) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(96) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(97) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(98) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(99) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス

(100) 第四項ノ申立ハ
差押ヲ為シタル
裁判所ニ之ヲ為スヘシ
此ノ場合ニ於テハ
裁判所ハ
差押ヲ為シタル
債権者ヲ
審問スルコトヲ
要ス